

市第126号議案 横浜市手数料条例の一部改正

1 趣旨

令和4年6月17日に、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」により、「建築基準法」が改正され、省エネ設備の設置や断熱改修等の工事を行う場合に、当該工事に係る部分について、特例的に建築物の延べ面積や高さ等の限度を超えることを可能とする、許認可規定が新設されました。

また、令和4年11月7日に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の改正等により、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物認定及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下、「省エネ関係認定」という。）について、計算による方法^{※1}によらず、壁や開口部等の仕様を確認することで、簡易に省エネ性能の適合確認が可能となる、仕様による方法^{※2}が新設されました。

これらの法令改正に伴い、横浜市手数料条例（以下、「条例」という。）の一部改正を行います。

※1 計算による方法（既設）：パソコン等を用いて計算した外皮の性能と一次エネルギー消費量の結果により、基準への適合を確認する方法

※2 仕様による方法（新設）：壁や開口部等の仕様と設備の仕様により、基準への適合を確認する方法

2 条例改正の概要

（1）建築物の延べ面積の特例認定申請手数料等の新設について

表1のとおり、新たに特例的に設けられた建築基準法の許認可規定について、申請手数料を新設します。

【表1】建築基準法の許認可規定による申請手数料（新設）

建築基準法許認可規定	手数料額
第52条第6項第3号に基づく建築物の延べ面積の特例認定	27,000円
第55条第3項に基づく建築物の高さの許可	160,000円
第58条第2項に基づく建築物の高さの許可	160,000円

※既存の認定・許可手数料額と同様に設定。

（2）省エネ関係認定における仕様による方法の申請手数料の新設について

表2のとおり、仕様による方法による適合確認の場合の申請手数料を新設します。

【表2】省エネ関係認定の申請手数料（抜粋）

区分	手数料額		手数料額 (参考) 評価機関等の技術的 審査を受けている場合
	計算による方法 (既設)	仕様による方法 (新設)	
一戸建ての 住宅	200㎡未満	34,000円	4,900円
	200㎡以上	38,000円	4,900円
共同住宅等 及び 複合建築物 の住戸部分	1戸	34,000円	4,900円
	2-5戸	69,000円	9,600円
	6-10戸	97,000円	16,000円
	11-25戸	140,000円	27,000円
	26-50戸	200,000円	45,000円
	51-100戸	280,000円	81,000円
	101-200戸	380,000円	130,000円
	201-300戸	500,000円	160,000円
301戸以上	590,000円	340,000円	170,000円

3 施行日

（1）建築物の延べ面積の特例認定申請手数料等の新設について

令和5年4月1日（法の施行日）

（2）省エネ関係認定における仕様による方法の申請手数料の新設について

公布の日